

今から押さえておきたい！

よくわかる 改正民法 コース

目次

第1章 民法改正の目的・概要

1 民法が改正になった経緯・目的は？ 7 / 2 改正法の概要 7 / 3 施行日・経過措置 9

第2章 意思能力のない者の行為等

1 意思能力のない者が行った行為はどうなるの？ 10 / 2 保佐人等の同意を要する行為 10 / 3 公序良俗違反に関する改正 11

第3章 錯 誤

1 民法でいう「錯誤」とは？ またどういう場合のことをいうの？ 12 / 2 錯誤が成立する要件とは？ 14 / 3 錯誤が成立した場合、その契約は無効になるの？ 17 / 4 錯誤をした人に重大な過失があった場合はどうなるの？ 18

第4章 心裡留保・虚偽表示・詐欺・強迫

1 心裡留保・虚偽表示・詐欺・強迫とは？ 20 / 2 心裡留保・虚偽表示・詐欺・強迫があった場合のそれぞれの効果とは？ 23 / 3 心裡留保・虚偽表示・詐欺・強迫の場合、それによって第三者との関係はどうなるの？ 26 / 4 心裡留保・虚偽表示・詐欺・強迫については、どのように変わったの？ 31

第5章 代 理

1 代理とは？ 33 / 2 代理権の濫用とはどういう場合をいうの？ 36 / 3 表見代理については、どのような改正がされたの？ 37

第6章 消滅時効

1 消滅時効とは？ 42 / 2 どのような人が消滅時効を援用できるの？ 43 / 3 時効の完成猶予・更新とは？ 従来の時効の停止・中断とどう違うの？ 46 / 4 消滅時効期間はどのように変わったの？ 61 / 5 不法行為による損害賠償請求権の時効期間についてはどのように変わったの？ 65 / 6 消滅時効についてのまとめ 68

第7章 法定利率

1 法定利率とは？ 70 / 2 法定利率について新しく導入された変動制とは？ 72 / 3 法定利率の見直しの際に用いられる基準割合とは？ 72 / 4 実務への影響 73 / 5 経過措置（附則） 74

第8章 債務不履行

1 債務不履行とは？ 76 / 2 債務不履行による損害賠償の免責事由についてはどのように変わったの？ 77 / 3 相手方が債務を履行しなかった場合、いつでも契約を解除できるの？ 80

第9章 債権者代位権

1 債権者代位権とは？ 85 / 2 債権者代位権の要件とは？ 86 / 3 債権者代位権の効果とは？ 金銭債権について債権者代位権を行使した場合、直接、自己に支払うように請求することはできるの？ 89 / 4 債権者代位権を行使した場合、債務者は自ら取立てをすることが禁じられるの？ 93 / 5 登記請求権も代位行使することができるの？ 95 / 6 その他にどのような改正がなされたの？ 97

第10章 詐害行為取消権

1 詐害行為取消権とは？ 99 / 2 詐害行為取消権を行使できるのはどういう場合？ また、その要件は？ 100 / 3 詐害行為取消権行使の効果とは？ 107 / 4 金銭の支払いや動産の引渡しについて詐害行為取消権を行使した場合、直接、自己に支払うようにすることはできるの？ 108 / 5 詐害行為はどの範囲で取り消すことができるの？ 111 / 6 詐害行為取消権の行使期間とは？ 111

第11章 保 証

1 個人保証の制限とは？ 113／2 個人保証の制限に関する貸出し・契約変更時の留意点は？ 116
／3 個人保証の制限の対象となる場合、どのような方法で公正証書を作成することになるの？ 117
／4 保証契約締結に関して誰がどのような情報を提供する必要があって、金融機関としてはどのような対応をとる必要があるの？ 120／5 金融機関は、保証契約締結にあたって、保証人に対して情報を提供しなくていいの？ 122／6 保証契約締結後の金融機関による保証人への情報提供義務とは？ 124／7 個人根保証についてはどのような改正がなされたの？ 金融機関が貸付債権について受ける個人根保証についても改正がなされたの？ 126／8 保証人の求償権についてはどのような改正がなされたの？ 128／9 その他、改正法では保証債務についてどのような改正がなされたの？ 131

第12章 債権譲渡

1 債権譲渡とは？ 134／2 譲渡制限特約が付された債権を譲渡した場合、その譲渡の効力はどうなるの？ 135／3 譲渡制限特約がされた債権の供託とは？ 138／4 譲渡制限特約がされた債権を差押えた場合、その効力は？ 138／5 将来債権も譲渡できるの？ 139／6 異議をとどめない承諾とは？ 139／7 債権が譲渡された際、債務者が譲渡人に対して相殺できるのはどのような場合？ 140

第13章 債務引受

1 債務引受とは？ 141／2 併存的債務引受の要件・効果とは？ 144／3 免責的債務引受の要件・効果とは？ 145／4 免責的債務引受がなされた場合、担保はどうなるの？ 147

第14章 弁 済

1 弁済とは？ 149／2 第三者による弁済の制限とは？ 149／3 預金口座への振込みについても弁済の効力があるの？ 151／4 債権の準占有者に対する弁済規定はどうなったの？ 152／5 弁済充当とは？ 154／6 弁済供託はどんな場合にできるの？ 157／7 弁済による代位の要件・効果とは？ 158／8 一部弁済による代位の要件・効果とは？ 162／9 担保保存義務とは？ 163

第15章 相 殺

1 相殺とは？ 165／2 預金が差し押さえられた際に、金融機関が相殺できる場合とは？ 166／3 相殺によって債権回収をする場合、どの債権に充当するの？ 169

第16章 定型約款

1 定型約款とは？ 173／2 金融機関の取引においてどのようなものが定型約款にあたるの？ 175／3 定型約款が契約内容として効力をもつための要件とは？ 177／4 定型約款の内容として認められないものはあるの？ 178／5 定型約款の内容は顧客に表示しなければいけないの？ 180／6 契約締結後に定型約款の内容を変更するにはどうしたらいいの？ 182／7 経過措置 184

第17章 消費貸借契約

1 消費貸借契約とは？ 185／2 諾成的消費貸借契約とは？ 186／3 諾成的消費貸借契約が民法に規定された影響はあるの？ 187／4 期限前返済についての改正の影響はあるの？ 189

第18章 賃貸借契約

1 賃貸借契約とは？ 191／2 賃貸借契約上の地位の譲渡・転貸 194／3 賃借人による妨害排除等 197／4 損害賠償の時効 198／5 敷金 198

第19章 委 任

1 委任契約を解除した場合に相手方に責任を負うのはどのような場合？ 199

凡 例

現民法 ⇒ 現行民法

改正法 ⇒ 民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）により改正された民法

現〇〇条 ⇒ 現行民法〇〇条

改正〇〇条 ⇒ 改正民法〇〇条

※なお、条文の表記につきましては、内容面での改正が行われていない箇所についても、改正後の表記とします。

【執 筆・監 修】

笹川 豪介（大手信託銀行 法務部）

【執 筆】（50音順）

伊藤 菜々子（岩田合同法律事務所）

上田 優（虎門中央法律事務所）

小川 泰寛（虎門中央法律事務所）

柏木 健佑（岩田合同法律事務所）

北川 泰裕（虎門中央法律事務所）

佐藤 修二（岩田合同法律事務所）

徳丸 大輔（岩田合同法律事務所）

富田 雄介（岩田合同法律事務所）

中村 克利（虎門中央法律事務所）

古澤 陽介（河野・川村・曾我法律事務所）

村上 雅哉（岩田合同法律事務所）

森 駿介（岩田合同法律事務所）

山下 大輝（虎門中央法律事務所）

【校閲協力】

佐藤 亮（みずほ銀行 法務部）

第 1 章

民法改正の 目的・概要

1 民法が改正になった経緯・目的は？

民法は私人間に適用される、いわゆる私法（社会的生活関係を規律する法律）のうちの一般法で、日常生活や経済活動などに関する基本的な法律です。しかしながら、この民法は、明治29年に制定されて以降およそ120年を経過しているにもかかわらず、抜本的な見直しはされていませんでした。

そこで、この民法について、これまでの判例の集積を条文に織り込み、あるいは難解な法律用語をわかりやすい言葉に置き換えることで、可能な限り一般の人が見てわかるようにするとともに、制定からの期間の経過により現代にそぐわない規定を見直すなどして、現代に適する内容にするべく、抜本的な改正を行うことになり、第193回国会において、両法案は衆議院・参議院で承認可決され、平成29年6月2日に公布されました。

民法が、大きく、総則、物権法、債権法、親族法、相続法と分けられるうち、今回の改正では、債権法の部分と、総則のうち契約に関する部分を中心として見直しがされています。債権法のうち、事務管理、不当利得および不法行為については、契約関係の規定の見直しに伴って必要となる範囲に限定して見直しがされています。

2 改正法の概要

① 改正法のポイント

民法（債権法）改正では、①従来の制度の改正と、②従来の判例法理や学説の明文

第 6 章

消滅時効

1 消滅時効とは？

① 消滅時効の意義

消滅時効とは、権利者が一定期間権利を行使しなかったことにより、その権利が消滅するという制度です。

一定の事実関係が永続しており、それについて誰も争わない場合、その事実関係を前提として種々の取引関係や利害関係が生じていることがあり、後からそれを覆すことはかえって混乱してしまうことから、ずっと続いている事実関係を権利としても認めようというのが時効の考え方です。

また、権利があるのに長期間行使しないで放置した者は保護されないということも、長時間行使しないことによって権利が消滅する理由とされています。

② 消滅時効の要件

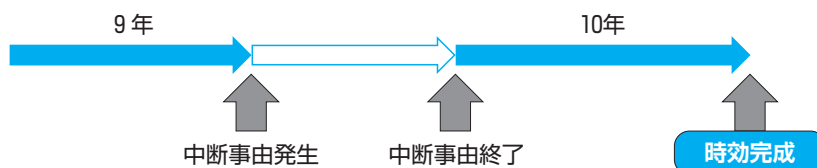
時効によって権利が消滅する要件は、①法定の時効期間が経過すること（「時効の完成」ともいいます）、②債務者等の時効によって利益を得る者が時効の援用をすることです。詳しくは2で後述します。

③ 消滅時効の効果

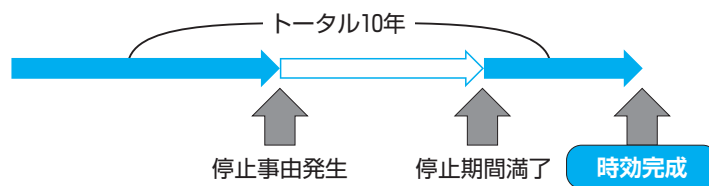
消滅時効が完成し、債務者が時効を援用すると、債権は消滅します。

債権が消滅する時期は、時効を援用した時ではなく、時効の起算点です。消滅時効の場合は、権利を行使することができる時が起算点となり、時効が完成するとその時まで遡って債権が消滅します。たとえば「●年●月●日に支払う」という確定期限の

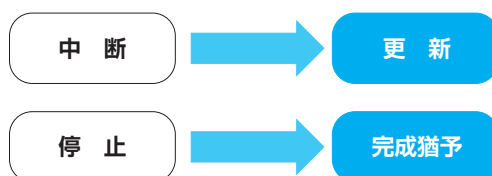
はリセットされ、中断事由がなくなった時点から新たな時効期間のカウントが始まり、再度消滅時効期間が経過すると、消滅時効が完成するということになります。



中断のほかに「停止」という制度がありました。これは、時効期間が到来する一定期間前に進行が一時的にストップし、停止事由がなくなると残りの時効期間が進行する、というものです。時効の中断とは異なり、カウントはリセットされず、停止期間が満了した後は、停止の時点で残っていた時効期間が進行すれば時効は完成します。



改正法では、現民法の「中断」に相当する、新たな時効期間が進行を始める場合を「更新」、現民法の「停止」に相当する、一定期間時効の完成が妨げられる場合を「完成猶予」としました。



また、現民法とは異なり、時効の完成猶予となる事由であっても、その終了の形態によっては時効が更新するというように、実態に合わせた整備がされた反面、現民法に比べてかなり複雑になりました。

① 裁判上の請求、支払督促、調停、破産・民事再生・会社更生手続参加

改正法は、裁判上の請求、支払督促、裁判前の和解、民事・家事調停、破産・再生・更生手続参加のいずれかの事由がある場合は、その事由が終了するまでの間は、

第 11 章

保証

1 個人保証の制限とは？

① 個人保証の制限の背景

民法上の保証とは、債務者が債務を履行しない場合に、代わって債権者に債務を履行する義務を負うことをいいます。保証には、催告の抗弁と検索の抗弁がある保証と、これがない保証（いわゆる連帯保証）があります。

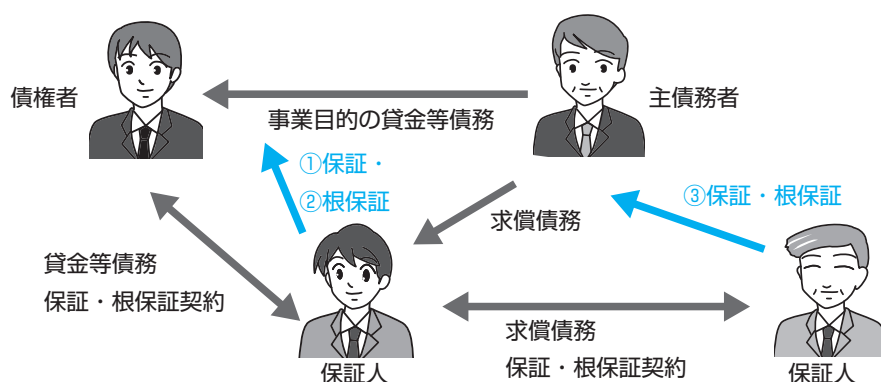
催告の抗弁	保証人が、まずは主債務者に催告をすべき旨を請求することができるとするルール
検索の抗弁	主債務者への催告後も、主債務者の弁済の資力があり、執行が容易であることを保証人が証明したときには、債権者が主債務者の財産から執行しなければならないとするルール

この保証に関し、保証人を個人とする個人保証の制限については、現民法では、貸金等根保証において極度額の定めなどが必要であるとしていることを除き、特段の制限はなされていません。

保証契約は、不動産等の物的担保の対象となる財産を持たない債務者が自己の信用を補う手段として実務上重要な意義を有しているものです。一方で、個人の保証人が想定していなかった多額の保証債務の履行を求められ、生活の破綻に追い込まれるような事例が後を絶たないことから個人保証自体について社会的な問題となりました。そこで、一定の個人保証を無効とすべきであるなどの考え方が示されています。

この点、金融機関業務との関係では、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指

【個人保証が制限される契約の類型】



③ 個人保証の制限の例外

ここで、個人保証の制限については、保証人予定者が以下の者である保証契約については、適用しないものとされています（改正465条の9）。

イ 主債務者が法人の場合

- (i) 理事、取締役、執行役またはこれらに準ずる者
- (ii) 総株主の議決権（議決権を有しない株式を除く、以下同様）の過半数を有する者
- (iii) 主債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場合、当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
- (iv) 主債務者の総株主の議決権の過半数を、他の株式会社および当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合、当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
- (v) (ii) ～ (iv) に準ずる者

□ 主債務者が法人以外の場合

このうち、(iii)・(iv)については、(ii)のように直接的に議決権の過半数を有する者のみならず、間接的に議決権の過半数を有することにより実質的に主たる債務者と同一であると評価できる者についても対象とする趣旨になります。

- (vi) 共同事業者
- (vii) 主債務者が行う事業に現に従事している配偶者

第 16 章

定型約款

1 定型約款とは？

① 定型約款に関する規定の創設

今般の民法改正に関する報道等で、「定型約款」という耳慣れない言葉を耳にした方も多いのではないでしょうか。今回の民法改正では、定型約款に関する規定として、改正548条の2から改正548条の4まで、3か条の規定が設けられました。これらの規定は、これまでの現民法にはなかった新たな規定が創設されたもので、「定型約款」に関する規定の創設は、今回の民法改正の目玉の一つといえます。

② 定型約款に関する規定の概要

今日、多数の顧客相手に定型的な条項を適用する、いわゆる約款を用いた取引は社会生活上広く普及しています。たとえば、電車に乗るのにも鉄道会社の定めた運送約款が適用されますし、インターネットで買い物をすればウェブサイトの定める約款（利用規約）が適用されます。しかし、私たちは、電車の切符を買う際にわざわざ運送約款を確認しませんし、インターネットで買い物をする際に利用規約の確認を求められても読み飛ばしてしまうことが多いでしょう。

つまり、約款の内容について、当事者間の意思の合致があるといえるかどうかについては、疑問のあるケースが多々あるのです。契約は当事者間の意思の合致によって成立するはずであるにもかかわらず、なぜ、当事者が読んでもいない約款の内容が契約の内容として効力を有するのか、学問的に考えると難しい問題を提起していました。また、悪質な業者が約款に不当な条項を紛れ込ませていた場合に、そのような条項が